

指定設備の認定要領についてを改正する規程案 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案					現行						
<p>指定設備の認定要領について</p> <p>制定 平成09・03・31立局第43号 平成 9年 4月 1日</p> <p>廃止・制定 20160000商局第 号 平成28年 月 日</p>					<p>指定設備の認定要領について</p> <p>制定 平成09・03・31立局第42号 平成 9年 4月 1日</p>						
<p>1. (略)</p> <p>2. 認定の審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 審査は、冷凍則第57条の規定に基づき、次の各項目について、別紙「認定審査表」に掲げる審査方法及び判定基準に従って行うものとする。また、審査は書類審査及び必要に応じて現地調査により行うものとする。</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬自動制御装置の設置</p> <p>自動制御装置が有しなければならない機能は、以下の機能のうち当該設備ごとに必要な機能とする。</p> <p>1)～8) (略)</p> <p><u>9) 冷凍設備設置室内の機械通風装置停止時の連動停止機能</u></p> <p>10) (略)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>3. (略)</p>					<p>1. (略)</p> <p>2. 認定の審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 審査は、冷凍則第57条の規定に基づき、次の各項目について、別紙「認定審査表」に掲げる審査方法及び判定基準に従って行うものとする。また、審査は書類審査及び必要に応じて現地調査により行うものとする。</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬自動制御装置の設置</p> <p>自動制御装置が有しなければならない機能は、以下の機能のうち当該設備ごとに必要な機能とする。</p> <p>1)～8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>9) (略)</u></p> <p>⑭ (略)</p> <p>3. (略)</p>						
別紙 認定審査表					別紙 認定審査表						
審査項目	審査方法	判定基準	項目ごとの評価		特記事項	審査項目	審査方法	判定基準	項目ごとの評価		特記事項
1～12 (略)						1～12 (略)	(略)	(略)			
13 自動制御装置の設置 13.1～13.8 (略)						13 自動制御装置の設置 13.1～13.8 (略)	(略)	(略)			
<u>13.9 冷凍設備設置室内の機械通風装置停止時の連動停止機能</u>	<u>13.9 冷凍設備設置室内の機械通風装置停止時の連動停止機能を有する装置の設置を図面又は</u>	<u>13.9 冷凍設備設置室内の機械通風装置が停止したとき、冷凍設備の運転が連動して停止することので</u>				(新設)	(新設)	(新設)			

	<u>目視により確認する。</u> <u>また、連動停止機能</u> <u>を検査記録により確認</u> <u>する。</u>	<u>きる適切な機能を有する</u> <u>装置が設置されているこ</u> <u>と。</u>								
13.10 (略)						13.9 (略)	(略)	(略)		
14 (略)						14 (略)	(略)	(略)		